

令和7年度 消費生活相談の概要

1. 相談全体の概要

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 相談件数の推移 | p 1 |
| (2) 男女別割合、契約当事者年代別割合 | p 1 |
| (3) 商品・役務別苦情相談件数（上位10位） | p 2 |
| (4) 契約当事者年代別・販売購入形態別割合 | p 3 |

2. 相談内容の傾向

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 「定期購入」に関する苦情相談件数 | p 3 |
| (2) 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数 | p 4 |
| (3) 「投資」に関する苦情相談件数 | p 5 |
| (4) 若年層で増加傾向にある苦情相談件数 | p 5 |
| (A) 副業トラブル (B) 課金トラブル | |

【資料】

● 消費生活相談の状況（相談受付件数・相談内容の分析）

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 消費生活相談件数 | p 7 |
| (2) 月別相談件数 | p 8 |
| (3) 相談の方法等 | p 8 |
| (4) 年代別・職業別の苦情相談件数 | p 9 |
| (5) 商品・役務別の苦情相談件数 | p 10 |
| (6) 販売購入形態別の苦情相談件数 | p 12 |
| (7) 市町村別の相談件数 | p 13 |
| (8) 「定期購入」に関する苦情相談件数 | p 14 |
| (9) 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数 | p 15 |
| (10) 「投資」に関する苦情相談件数 | p 16 |
| (11) 若年層で増加傾向にある苦情相談件数 | p 17 |
| (A) 副業トラブル (B) 課金トラブル | |

令和8年8月
沖縄県消費生活センター

令和7年度消費生活相談の概要

1. 相談全体の概要

(1) 相談件数の推移

令和7年度に沖縄県消費生活センターに寄せられた消費生活相談は、**6,010件**で、内訳は**苦情が5,747件、問合せ260件、要望3件**と、令和6年度の相談件数5,023件から**987件（増減率19.6%）**増加しました。（図1、資料p7表1参照）

苦情：消費者問題が発生している、または発生するであろうと思われる相談

問合せ：買い物相談、商品情報に係る問合せ（苦情を意図していない相談）

要望：消費者保護や消費生活の安定・向上等を目的とした要望

図1 消費生活相談件数の推移



(2) 男女別割合、契約当事者年代別割合

令和7年度に寄せられた相談のうち、相談者の男女別割合は、**男性42.0%、女性56.3%、その他・不明等1.7%**、契約当事者の男女別割合は、**男性が43.5%、女性51.5%、その他・不明等5.0%**で、相談者、契約者ともに女性の割合が高くなっています。（資料p8表5・6、図2）

なお、契約当事者の年代別割合については、**70歳以上が最も高く、次いで60代、50代、40代と続いております。**（図3、資料p9表8）

図2 契約当事者男女別割合

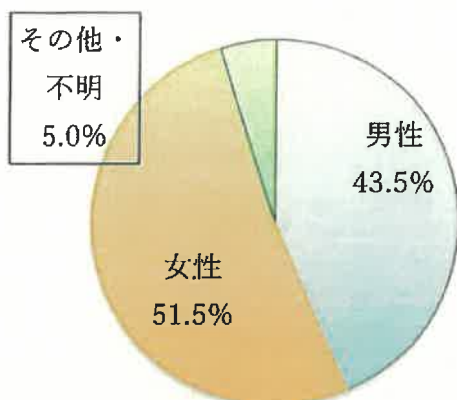
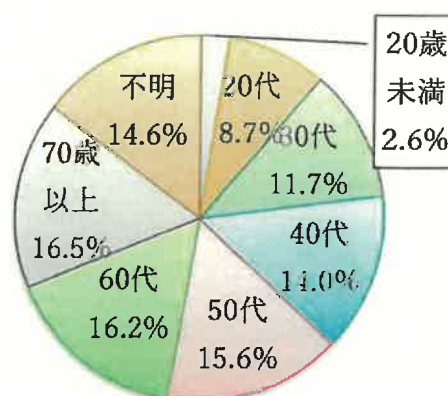


図3 契約当事者年代別割合



(3) 商品・役務別苦情相談件数（上位 10 位）

相談件数が最も多い商品・役務は、令和4年度以降、「化粧品」（558 件）となっており、令和7年度の同商品に係る相談は前年度から 62 件増加しました。このうち、多数寄せられた相談としては、「定期購入契約」に関するものが挙げられます。（詳細は、後述する「2 相談内容の傾向」において説明。）

「健康食品」（273 件）についても、「化粧品」と同様、「定期購入契約」に関する相談が中心となっているほか、「商品一般」に分類された相談の一部についても、「定期購入契約」に関するトラブルが散見されます。（相談者からの聞き取りで商品の特定に至らないものは「商品一般」に分類している。）

そのほか、「賃貸アパート」（退去時の原状回復トラブルが主）、「役務その他」（廃品回収サービス、占いサイト、広告代理サービス等）、「自動車」（新車・中古車・車両修理）、「相談その他」（不審な電話に関する相談等）などにおいても相談が増加しました。（表①）

表① 商品・役務別苦情相談件数（上位 10 位）

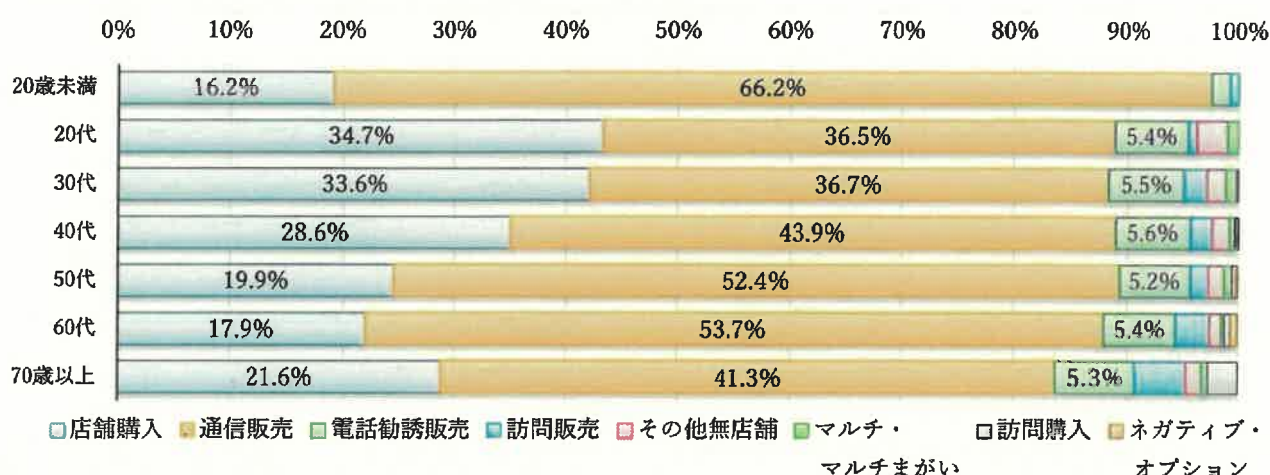
順位	商品・役務別	7年度件数	6年度件数	対前年度比	主な項目
1	化粧品	558	496	112.5%	化粧品、美容液、染毛剤、脱毛クリーム、歯磨き粉等
2	商品一般	469	359	130.6%	中身が特定できない商品、身に覚えのない荷物や請求等
3	賃貸アパート	346	248	139.5%	賃貸アパート・マンションの修理事費や敷金の返還等
4	役務その他	319	223	143.0%	弁護士、興信所、廃品回収サービス、占いサイト、広告代理サービス等
5	健康食品	273	319	85.6%	ダイエット食品、サプリメント等
6	自動車	239	192	124.5%	自動車、原動機付自転車、自動車部品に関する相談
7	相談その他	199	75	265.3%	不審な電話やメール、個人間トラブル、生活上の相談
8	インターネット通信サービス	183	122	150.0%	モバイル向けではないインターネット通信に関連したサービス、プロバイダや回線の料金やサービスの内容に関する相談
9	移動通信サービス	168	177	94.9%	携帯電話（スマートフォン）、モバイルデータ通信サービス
10	フリーローン・サラ金	165	210	78.6%	消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う、用途を限定しないで設定されている消費者ローン等

令和7年度の販売購入形態別の苦情相談は、「通信販売」(2,513 件)に関する相談が一番多く、次いで、「店舗購入」(1,393 件)、「電話勧誘販売」(317 件)の順となっています。(資料 p12 表 11)

契約当事者の年代別に販売購入形態別の割合をみると、全年代において「通信販売」の割合が1番高くなっていますが、そのうち約3割強が「定期購入」に関する相談となっています。

また、70歳以上において、「訪問購入」の割合が高いのは、不用品の買い取りを依頼したところ、貴金属などを無理やり買い取られたという相談が多かったためです。(図4)

図4 契約当事者年代別にみた販売購入形態別割合



2. 相談内容の傾向

(1) 「定期購入契約」に関する苦情相談件数

令和7年度における「定期購入契約」に関する相談は、792件と全相談件数の13.2%を占める状況となっています。

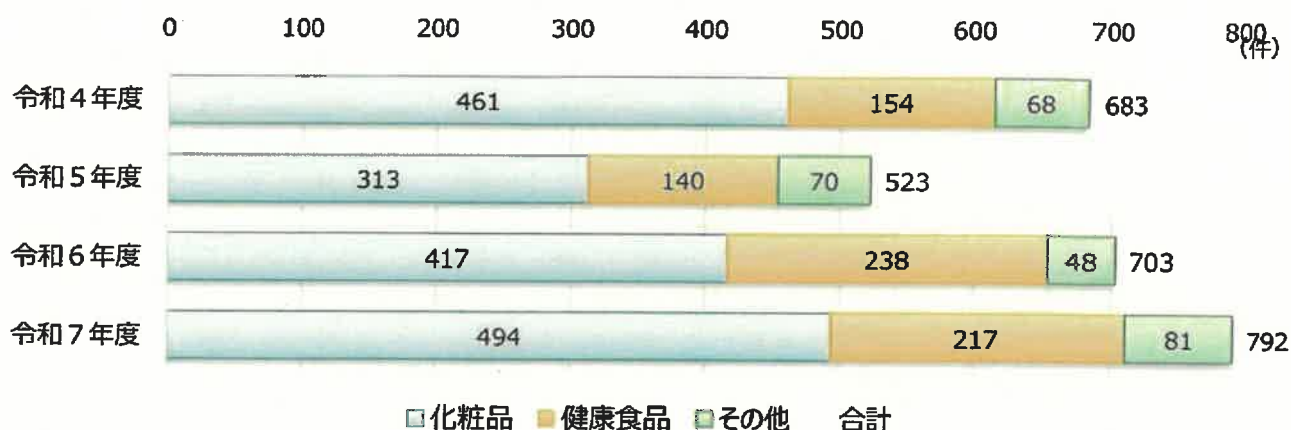
なお、このうち、50歳以上からの相談が7割以上となっています。(資料 p14 表 13)

代表的な事例としては、美容液やファンデーション等を「格安の初回限定価格」で購入できるという広告を見て、一回限りの購入のつもりで申し込んだところ、その「初回限定価格」の適用は、「その後の複数回の定期購入」を条件とするものであり、その後、次々と商品が送られ、正規価格に基づく請求を受けた。というケースがあげられます。

また、広告に「定期縛りなし」と記載されていても、実は、「最低購入回数の指定がない定期購入契約」(いつでも解約の申し出ができる定期購入契約)であった。という事例も寄せられています。

商品の内訳を見ると、しわ取りクリームやファンデーション等の「化粧品」のほか、ダイエットサプリ等の「健康食品」に関する相談が多くなっています(図5)。

図5 「定期購入」に関する苦情相談件数の推移



(2) 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数

「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪です。

消費生活センターは、警察とは違って捜査権限を持たないため、寄せられた相談の内容だけでは詐欺と断定することはできないものの、架空請求や、身に覚えのない国際電話からの着信等、詐欺と思われる相談を取りまとめました。（資料 p 15 表 14）

令和7年度は、令和6年度と比較して、国際電話からの着信に関する相談は減少しましたが、コンピュータにセキュリティ警告を模したメッセージを表示し、問い合わせてきた消費者に対して、エラーからの復帰のためのサポート代金を名目に金銭を要求する架空請求や、警察官を装い、「保有資産の確認のため」などの理由を口実に、多額の金銭を振り込ませる手口などが増えた結果、総件数は207件と令和6年度同様200件超となりました。（図6）

図6 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数

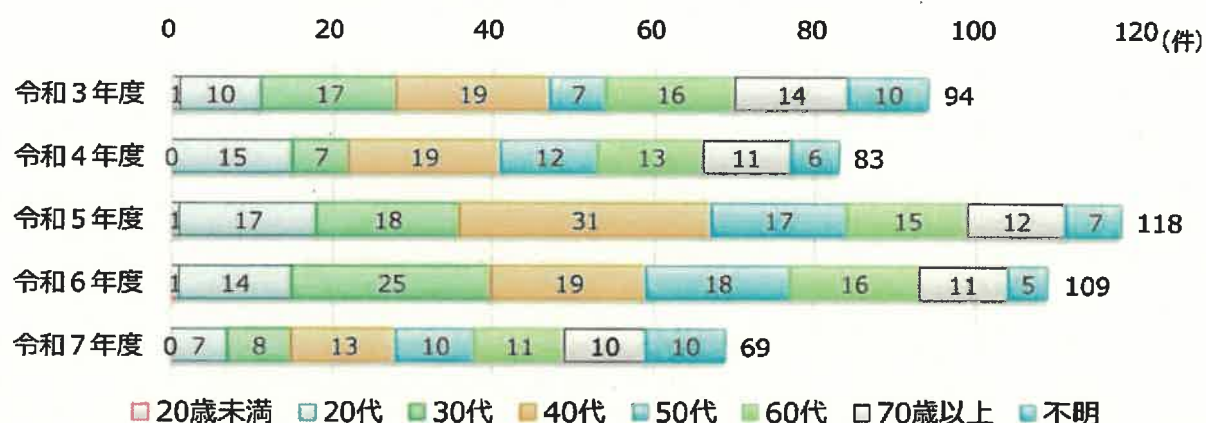


(3) 「投資」に関する苦情相談件数

令和 7 年度の相談件数は 69 件と、令和 6 年度と比較して 40 件減少となりましたが、依然として SNS をはじめとしたインターネット広告をきっかけとした投資トラブルに関する相談が幅広い年代の方々から寄せられています。（図 7）

なお、実際に支払った投資金額（既支払金額）が 500 万円以上の相談は、令和 7 年度は 7 件ありました。（資料 p 16 表 15・16）

図 7 投資に関する苦情相談件数



(4) 若年層で増加傾向にある苦情相談件数

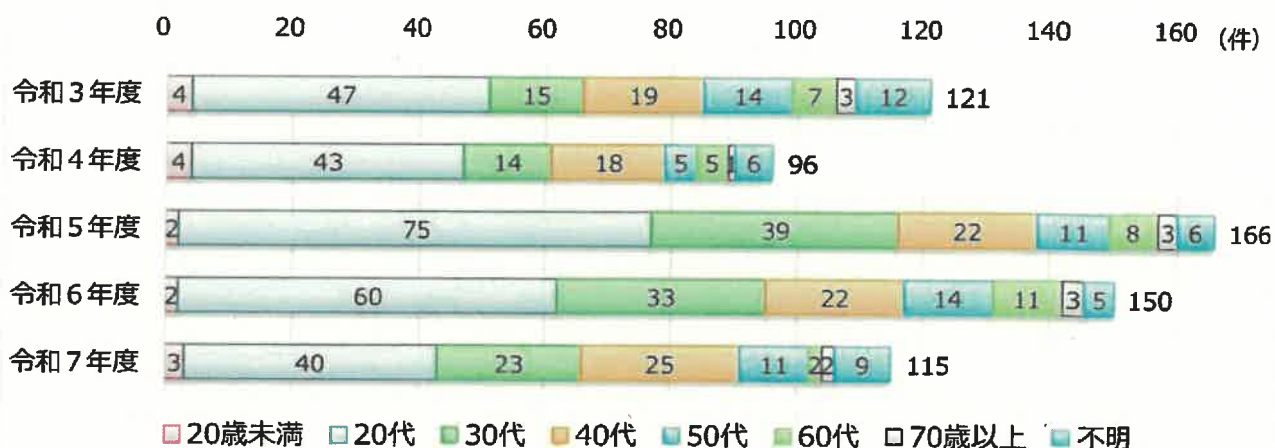
(A) 副業トラブル

令和 7 年度における副業トラブルに関する相談は 115 件と、令和 6 年度比 35 件減少したものの、依然として数多くの相談が寄せられています。

SNS 等をはじめとしたインターネット広告で、「誰にでもできる簡単な作業で高収入が可能」、「スキマ時間を活用して副収入が得られる」などと謳い、当該副業のサポート代金などの名目で高額な金銭を請求するケースが確認されており、20 代、30 代及び 40 代からの相談が全体の 8 割弱を占めています。（図 8）

なお、実際に支払った金額（既支払金額）が 100 万円以上の相談は、令和 5 年度 31 件、令和 6 年度 30 件、令和 7 年度 21 件となっており、事業者に誘導されるまま、消費者金融から借金して、副業に関する契約を行っているケースも確認されています。（資料 p 17 表 17・18）

図 8 副業に関する苦情相談件数

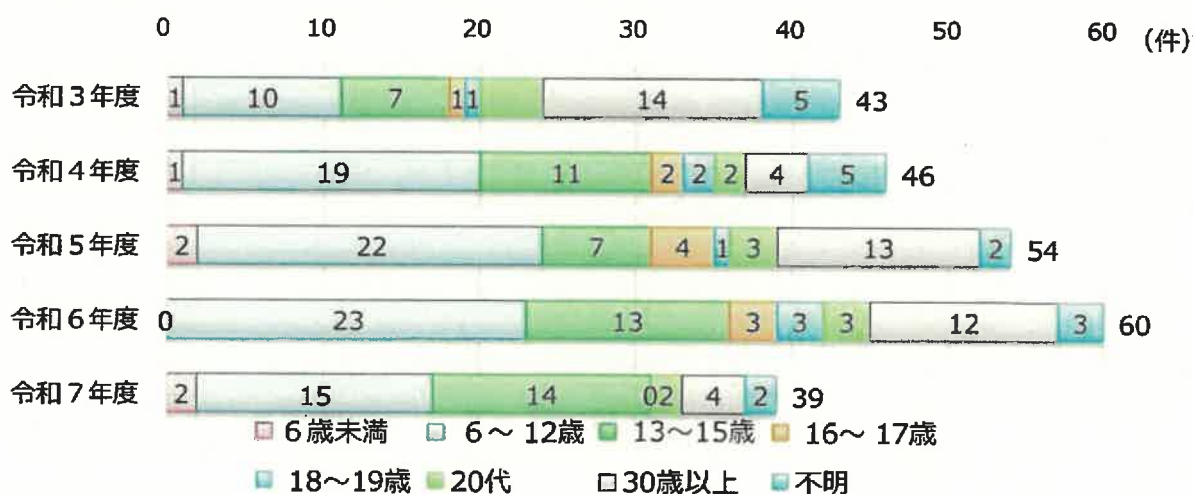


(B) 課金トラブル

近年、オンラインゲームや音楽・動画配信サービス等への課金に関する相談は、増加傾向にありましたが、令和7年度は39件と前年度比21件減となりました。契約年齢に着目すると15歳以下の相談件数が8割弱を占めていることが分かります。（図9）

なお、実際に支払った金額（既支払金額）が50万円以上の相談は、令和5年度、6年度ともに4件、令和7年度は3件となっています。（資料p18表19・20）。

図 9 課金に関する苦情相談件数



資料

● 消費生活相談の状況（相談受付件数・相談内容の分析）

(1) 消費生活相談件数

表 1 消費生活相談件数の推移

区分 年度	総 件 数		苦 情		問合せ・要望	
	件 数	増減率	件 数	対受付比	件 数	対受付比
平成29年度	5,283	△ 11.1	4,999	94.6	284	5.4
平成30年度	4,913	△ 7.0	4,606	93.8	307	6.2
令和元年度	4,951	0.8	4,551	91.9	400	8.1
令和 2 年度	5,557	12.2	5,162	92.9	395	7.1
令和 3 年度	4,699	△ 15.4	4,311	91.7	388	8.3
令和 4 年度	4,933	5.0	4,421	89.6	512	10.4
令和 5 年度	4,813	△ 2.4	4,505	93.6	308	6.4
令和 6 年度	5,023	4.4	4,743	94.4	280	5.6
令和 7 年度	6,010	19.6	5,747	95.6	263	4.4

苦情: 消費者問題が発生している、または発生するであろうと思われる相談
 問合せ: 買い物相談、商品情報に係る問合せ(苦情を意図していない相談)
 要望: 消費者保護や消費生活の安定・向上等を目的とした要望

表 2 メインセンター・分室の相談件数

年度 センター	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
メインセンター	4,144	4,328	4,252	4,386	5,309
宮 古 分 室	260	279	270	308	343
八 重 山 分 室	295	326	291	329	358
計	4,699	4,933	4,813	5,023	6,010

(2) 月別相談件数

表3 月別相談件数

年度	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度		384	427	417	386	381	431	450	397	380	363	378	419	4,813
令和6年度		422	485	419	451	426	405	458	448	363	363	375	408	5,023
令和7年度		478	473	547	504	415	466	538	475	502	533	532	547	6,010

(3) 相談の方法等

表4 相談方法別件数

年度	相談方法	電話		来所		文書※		合計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
令和5年度		4,375	90.9	393	8.2	45	0.9	4,813	100.0
令和6年度		4,472	89.0	446	8.9	105	2.1	5,023	100.0
令和7年度		5,293	88.1	460	7.7	257	4.3	6,010	100.0

表5 相談者の男女別・相談内容別件数

年度・相談内容	男女別	男性		女性		その他・不明		合計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
令和5年度		2,004	41.6	2,708	56.3	101	2.1	4,813	100.0
令和6年度		2,130	42.4	2,756	54.9	137	2.7	5,023	100.0
令和7年度		2,524	42.0	3,384	56.3	102	1.7	6,010	100.0
	苦情	2,400	41.8	3,274	57.0	73	1.3	5,747	100.0
	問合せ・要望	124	47.1	110	41.8	29	11.0	263	100.0

表6 契約当事者の男女別・相談内容別件数

年度・相談内容	男女別	男性		女性		その他・不明		合計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
令和5年度		2,082	43.3	2,417	50.2	314	6.5	4,813	100.0
令和6年度		2,198	43.8	2,429	48.4	396	7.9	5,023	100.0
令和7年度		2,614	43.5	3,096	51.5	300	5.0	6,010	100.0
	苦情	2,508	43.6	2,995	52.1	244	4.2	5,747	100.0
	問合せ・要望	106	40.3	101	38.4	56	21.3	263	100.0

(4) 年代別・職業別の苦情相談件数

表 7 相談者

年代 職業	20歳 未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	不明	合計
令和 5 年度 (構成比 %)	30 (0.7)	424 (9.4)	556 (12.3)	831 (18.4)	906 (20.1)	748 (16.6)	708 (15.7)	302 (6.7)	4,505 (100.0)
令和 6 年度 (構成比 %)	29 (0.6)	338 (7.1)	581 (12.2)	904 (19.1)	1,005 (21.2)	835 (17.6)	722 (15.2)	329 (6.9)	4,743 (100.0)
令和 7 年度 (構成比 %)	58 (1.0)	466 (8.1)	723 (12.6)	936 (16.3)	1,062 (18.5)	1,009 (17.6)	895 (15.6)	598 (10.4)	5,747 (100.0)
給与生活者	12	314	525	641	667	451	161	164	2,935
自営・自由業	0	25	94	138	166	158	84	59	724
家事従事者	0	6	25	35	35	85	106	9	301
学 生	41	56	3	1	0	0	0	3	104
無 職	5	48	53	103	168	280	508	50	1,215
不明・その他	0	17	23	18	26	35	36	313	468

表 8 契約当事者

年代 職業	20歳 未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	不明	合計
令和 5 年度 (構成比 %)	128 (2.8)	463 (10.3)	513 (11.4)	702 (15.6)	745 (16.5)	644 (14.3)	746 (16.6)	564 (12.5)	4,505 (100.0)
令和 6 年度 (構成比 %)	139 (2.9)	396 (8.3)	522 (11.0)	749 (15.8)	817 (17.2)	743 (15.7)	746 (15.7)	631 (13.3)	4,743 (100.0)
令和 7 年度 (構成比 %)	148 (2.6)	502 (8.7)	673 (11.7)	807 (14.0)	898 (15.6)	931 (16.2)	949 (16.5)	839 (14.6)	5,747 (100.0)
給与生活者	17	319	469	532	546	413	159	168	2,623
自営・自由業	0	20	87	125	137	144	82	68	663
家事従事者	0	5	20	27	25	67	101	11	256
学 生	115	58	4	1	0	0	0	13	191
無 職	9	53	54	86	143	253	538	73	1,209
不明・その他	7	47	39	36	47	54	69	506	805

(5) 商品・役務別の苦情相談件数

順位	令和5年度 4,505件			令和6年度 4,743件			令和7年度 5,747件			
	商品・役務別	件数	構成比	商品・役務別	件数	構成比	商品・役務別	件数	構成比	前年度増減
1	化粧品	388	8.6%	化粧品	496	10.5%	化粧品	558	9.7%	62
2	商品一般	365	8.1%	商品一般	359	7.6%	商品一般	469	8.2%	110
3	賃貸アパート	237	5.3%	健康食品	319	6.7%	賃貸アパート	346	6.0%	98
4	健康食品	217	4.8%	賃貸アパート	248	5.2%	役務その他	319	5.6%	96
5	役務その他	196	4.4%	役務その他	223	4.7%	健康食品	273	4.8%	▲ 46
6	フリーローン・サラ金	171	3.8%	フリーローン・サラ金	210	4.4%	自動車	239	4.2%	47
7	自動車	156	3.5%	自動車	192	4.0%	相談その他	199	3.5%	124
8	理美容	154	3.4%	移動通信サービス	177	3.7%	インターネット通信サービス	183	3.2%	61
9	移動通信サービス	141	3.1%	他の教養・娯楽	128	2.7%	移動通信サービス	168	2.9%	▲ 9
10	他の教養・娯楽	138	3.1%	内職・副業	124	2.6%	フリーローン・サラ金	165	2.9%	▲ 45

【用語説明①】

化粧品

基礎化粧品、メイクアップ化粧品のほか、染毛剤、養毛剤、脱毛剤、歯みがき粉等も含む。

商品一般

商品・役務が何であるか消費者自身も把握できていないもの。身に覚えのない請求や荷物のほか、不審な電話やメールなど、商品や役務の特定ができない相談や、架空請求も含まれる。

賃貸アパート

賃貸マンション、アパート、公営集合住宅などに関する相談。退去時の原状回復費用に関する相談が多い。

役務その他

興信所、弁護士、司法書士、広告代理サービス、廃品回収サービス、信用保証サービス、占いサイト、運命鑑定、結婚相手紹介サービス、家電量販店等が行う電化製品の総合保守・修理サービス等。

健康食品

ダイエット食品、栄養補助食品、栄養素・カロリー・嗜好等の性質を超えて薬事的な効果またはそれと類似の効果을うたって販売されるもの。

表10 契約当事者の年代別にみた商品・役務等別相談件数（上位5位）

年代 順位	20歳未満		20代		30代		40代	
1	他の教養・娯楽	28	商品一般	38	賃貸アパート	85	賃貸アパート	69
2	化粧品	20	賃貸アパート	36	自動車	49	化粧品	58
3	商品一般	15	役務その他	33	商品一般	43	自動車	43
4	健康食品	10	自動車	28	役務その他	32	商品一般	42
5	理美容	10	フリーローン・サラ金	25	インターネット通信サービス / フリーローン・サラ金	23	移動通信サービス	24

年代 順位	50代		60代		70歳以上	
1	化粧品	117	化粧品	177	化粧品	112
2	商品一般	79	商品一般	81	商品一般	97
3	賃貸アパート	47	健康食品	62	健康食品	84
4	健康食品	46	役務その他	37	役務その他	42
5	役務その他	43	賃貸アパート / 移動通信サービス	32	インターネット通信サービス	33

【用語説明②】

他の教養・娯楽

入場料（使用料）を支払って使用するスポーツ施設、遊興施設及び他の教養・娯楽サービス項目に該当しないもの。インターネットゲーム、ギャンブル情報、出会い系サイト・アプリ等に関する相談も含む。

理美容

美容院、理髪店、エステティックサロン等の行うサービス。

フリーローン・サラ金

消費者金融会社、クレジット会社、銀行等が扱う用途を限定しないで設定されている消費者ローン等。

自動車

道路運送車両法に定める自動車、原動機付自転車、自動車部品に関する相談。

インターネット通信サービス

モバイル向けではないインターネット通信に関連したサービス、プロバイダやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談。

移動通信サービス

携帯電話（スマートフォン）、モバイルデータ通信サービスに関する相談。

(6) 販売購入形態別の苦情相談件数

表11 販売購入形態別・契約当事者年代別の苦情相談件数

販売購入形態 年度	店舗購入	店舗外販売							不明・無関係	合計
		通信販売	電話勧誘販売	訪問販売	その他無店舗	マルチ・マルチまがい	訪問購入	ネガティブ・オプション		
令和5年度	1,205	1,844	245	99	56	27	23	6	1,000	4,505
令和6年度	1,189	2,036	256	101	42	33	33	7	1,046	4,743
令和7年度	1,393	2,513	317	114	69	24	35	7	1,275	5,747
20歳未満	24	98	2	1	0	0	0	0	23	148
20代	174	183	27	3	11	4	0	0	100	502
30代	226	247	37	11	9	5	1	0	137	673
40代	231	354	45	13	10	3	2	0	149	807
50代	179	471	47	12	10	5	3	1	170	898
60代	167	500	50	23	8	2	4	5	172	931
70歳以上	205	392	50	33	10	4	19	0	236	949
不明	187	268	59	18	11	1	6	1	288	839

【用語説明③】

店舗購入：店舗で購入する取引のこと。または、消費者が出向いた場所で契約をして受ける役務取引。

通信販売：事業者が新聞、テレビ、ウェブサイト等で広告し、郵便、電話、インターネット等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。

電話勧誘販売：事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引のこと。電話を一旦切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当するほか、一定の条件下では消費者から電話を掛けた場合にも該当する。

訪問販売：事業者が消費者の自宅等に訪問して、商品や権利の販売又は役務の提供を行う契約をする取引のこと。キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む。

その他無店舗：露店、屋台店、その他これらに類する場所で行う取引のこと。

マルチ・マルチまがい：連鎖販売取引、契約が多層でピラミッド状に連鎖している特徴がある。

訪問購入：事業者が消費者の自宅等、営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、または売買契約を締結して物品等を買取る取引のこと。

ネガティブ・オプション：契約を結んでいないのに商品を勝手に送ってきて、受け取ったことで、支払義務があると消費者に勘違いさせて代金を支払わせようとする商法のこと。送りつけ商法とも呼ばれる。

不明・無関係：相談時点では、購入前など、どのような販売購入形態で購入するかわからない場合。贈答品などで購入者がどのような販売購入形態で入手したか不明なもの。販売購入形態と無関係な相談。

(7) 市町村別の相談件数 (令和7年4月～令和8年3月)

表12 市町村別相談件数

市町村名	人口(人)	相談件数	割合 (%)	人口千 人 当り件数	市町村名	人口(人)	相談件数	割合 (%)	人口千 人 当り件数
県 計	1,461,140	5,940	100.0	4.1	島尻郡計	106,081	607	10.2	5.7
市 部 計	1,127,543	3,952	66.5	3.5	与那原町	19,398	132	2.2	6.8
那 覇 市	308,989	1,106	18.6	3.6	南風原町	41,297	219	3.7	5.3
宜野湾市	99,927	224	3.8	2.2	渡嘉敷村	614	3	0.1	4.9
石 垣 市	46,973	336	5.7	7.2	座間味村	811	8	0.1	9.9
浦 添 市	115,072	422	7.1	3.7	粟 国 村	653	1	0.0	1.5
名 護 市	64,254	176	3.0	2.7	渡名喜村	275	0	0.0	0.0
糸 満 市	60,750	295	5.0	4.9	南大東村	1,241	3	0.1	2.4
沖 縄 市	141,085	338	5.7	2.4	北大東村	552	4	0.1	7.2
豊見城市	64,681	363	6.1	5.6	伊平屋村	1,101	2	0.0	1.8
うるま市	127,200	121	2.0	1.0	伊是名村	1,176	4	0.1	3.4
宮古島市	52,410	327	5.5	6.2	久米島町	6,489	28	0.5	4.3
南 城 市	46,202	244	4.1	5.3	八重瀬町	32,474	203	3.4	6.3
国頭郡計	61,830	222	3.7	3.6	宮古郡計	1,014	3	0.1	3.0
国 頭 村	4,312	16	0.3	3.7	多良間村	1,014	3	0.1	3.0
大宜味村	2,933	9	0.2	3.1					
東 村	1,542	2	0.0	1.3	八重山郡計	5,365	37	0.6	6.9
今帰仁村	8,704	33	0.6	3.8	竹 富 町	3,732	32	0.5	8.6
本 部 町	12,259	30	0.5	2.4	与那国町	1,633	5	0.1	3.1
恩 納 村	11,259	51	0.9	4.5					
宜野座村	6,187	20	0.3	3.2	不明(県内)		223	3.8	
金 武 町	10,827	51	0.9	4.7					
伊 江 村	3,807	10	0.2	2.6	他 県		59		
中頭郡計	159,307	896	15.1	5.6	不明・外国人		11		
読 谷 村	41,919	226	3.8	5.4	※ 本表は、沖縄県消費生活センター(宮古・八重山分室含む)に寄せられた相談件数である。 各市町村に寄せられた相談受付分は含まない。				
嘉手納町	12,980	74	1.2	5.7					
北 谷 町	28,515	182	3.1	6.4					
北中城村	18,115	102	1.7	5.6	※ 市町村別人口は沖縄県企画部統計課「沖縄県の推計人口」(令和7年4月1日現在)による。				
中 城 村	22,856	123	2.1	5.4					
西 原 町	34,922	189	3.2	5.4					

(8)「定期購入」に関する苦情相談件数

表13 「定期購入」における契約当事者年代別相談件数

年度・商品別分類	年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
令和5年度		18	11	31	88	104	139	106	26	523
化粧品		14	3	19	45	70	96	52	14	313
健康食品		3	7	6	29	26	30	34	5	140
他の教養娯楽品		0	0	3	10	5	3	3	2	26
その他		1	1	3	4	3	10	17	5	44
令和6年度		19	9	30	113	175	192	131	34	703
化粧品		11	5	19	48	122	129	64	19	417
健康食品		6	1	9	56	44	55	55	12	238
他の教養娯楽品		0	0	0	2	3	3	0	0	8
その他		2	3	2	7	6	5	12	3	40
令和7年度		29	21	28	71	159	238	185	61	792
化粧品		17	13	13	53	110	164	94	30	494
健康食品		9	6	10	14	39	53	64	22	217
他の教養娯楽品		0	1	3	0	5	2	4	2	17
その他		3	1	2	4	5	19	23	7	64

【商品の具体例】

化粧品：基礎化粧品、メイクアップ化粧品、養毛剤、
歯みがき粉、脱毛剤など

健康食品：サプリメント、プロテイン、ダイエット食品など

他の教養娯楽品：電子タバコ、ペットフード など

【ポイント】

- 通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。
- 割引価格の「初回限定」「モニター価格」「お試し価格」は、定期購入を前提としているケースがあります。契約条件に注意して確認してください。
- 購入者都合の場合、返品できるかどうか、返品する際の送料負担などの条件（返品特約）は、販売サイトに記載されている内容に従うことになります。
- インターネットの通信販売では、「最終確認画面」に、契約に関する重要な情報が集約されています。

チェックリストはこちら⇒⇒⇒

「最終確認画面」チェックリスト

インターネット通販では、申込み前に「最終確認画面」をスクロールして契約条件を最後まで必ず確認してください！

※注文確認に表示された「割引クーポン」等の利用期限にも留意しつつかつ確認しましょう

- ☐ 定期購入が条件になっていませんか？
- ☐ 「定期購入が条件になっている場合」継続期間や購入開始が決められていませんか？
- ☐ 支払うことになる金額はいくらですか？
- ☐ 解約の際の連絡手順を確認しましたか？
- ☐ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- ☐ お届け予定日や、利用期限の内容を確認しましたか？
- ※上記の契約条件が記載されている画面はスクリーンショットで保存しましょう。

※未成年者の場合は以下の点も確認してください

- ☐ 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- ☐ 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？

不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！

(9) 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数

特殊詐欺の手口は、10種類に分類されている。

○オレオレ詐欺 ○預貯金詐欺 ○キャッシュカード詐欺盗 ○架空料金請求詐欺 ○還付金詐欺
○金融商品詐欺 ○ギャンブル詐欺 ○交際あっせん詐欺 ○その他の特殊詐欺

※消費生活センターで詐欺との断定できないものの、架空請求や身に覚えのない国際電話からの着信等、

表14 特殊詐欺の疑いがある苦情相談件数

年度	年代	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明	合計
令和5年度		3	6	16	21	29	29	44	19	167
	国際電話からの着信	0	1	4	4	4	5	7	3	28
	その他	3	5	12	17	25	24	37	16	139
令和6年度		0	12	23	27	34	48	39	35	218
	国際電話からの着信	0	3	10	7	10	20	13	17	80
	その他	0	9	13	20	24	28	26	18	138
令和7年度		4	21	20	29	26	40	37	30	207
	国際電話からの着信	0	5	4	2	12	7	9	8	47
	その他	4	16	16	27	14	33	28	22	160

【相談事例】

- 国際電話番号から電話がかかってきて、通信料金の未納があるという音声ガイダンスが流れ、名前と電話番号を聞かれたので教えてしまった。
- 警察官を名乗る人から電話がきて、個人情報を聞かれ教えてしまった。
- パソコンを操作していたら警告音が鳴り、表示された電話番号に電話したところ、サポート料を請求され、コンビニでプリペイド式電子マネーを購入し、裏面の番号を伝えてしまい、電子マネーを失った。

【アドバイス】

- 国際電話番号（+1や+44などから始まる番号）を利用した特殊詐欺被害が多発しています。身に覚えのない番号にはでない、かけ直さないようにしましょう。
- 個人情報を聞き出す不審な電話やショートメッセージ、SNS等には一切対応しない。
- 警察や、市役所の公的機関の職員が電話でATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不安を感じたら、一人で判断せず、家族・知人、警察、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

ニセ警察詐欺に注意

ニセ警察官が登場するまでのパターン



(10) 「投資」に関する苦情相談件数

暗号資産（仮想通貨）、FX、CO₂排出権取引、バイナリーオプション、自動売買ツール等、投資に関する苦情相談件数。

表15 契約当事者年代別相談件数

年代 年度	20歳 未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	不明	合計
令和3年度	1	10	17	19	7	16	14	10	94
令和4年度	0	15	7	19	12	13	11	6	83
令和5年度	1	17	18	31	17	15	12	7	118
令和6年度	1	14	25	19	18	16	11	5	109
令和7年度	0	7	8	13	10	11	11	9	69

表16 契約購入金額・既支払額別件数

年度 金額	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額
50万円未満	31	24	27	24	32	21	31	29	15	14
100万円未満	4	3	9	10	17	14	11	8	6	7
200万円未満	13	10	13	11	10	9	15	10	1	2
300万円未満	3	3	6	4	11	5	9	8	5	4
500万円未満	6	7	4	2	4	4	6	4	4	4
1000万円未満	6	2	3	4	13	10	7	6	6	4
1000万円以上	7	5	7	4	6	5	5	2	5	3
不明	24	40	14	24	25	50	25	42	27	31
合計	94	94	83	83	118	118	109	109	69	69

【相談事例】

- 出会い系サイト等で出会った人物から、海外の投資サイトを紹介され投資したが、出金できなくなった。
- SNS広告をタップ、投資勉強会のLINEグループに入り、個人名義の口座に10万円を振り込んだ。当初は出金できていたため、何度か追加投資を行ったが、そのうち連絡が取れなくなってしまい、お金が戻ってこない。
- FX自動売買ソフトを購入し、順調に利益が出ていたが、出金を依頼しても応じてもらえない。
- 暗号資産で海外事業者に投資をすると大儲けできると勧誘を受け、配当や預けた暗号資産の払い戻しをしようとしたところ、税金や手数料名目で高額な金銭を支払うように言われた。

【アドバイス】

- 「必ず儲かる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しないようにしましょう。
- 振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないでください。
- 無登録の業者との契約は行わないようにしましょう。
- 投資の仕組みがよく理解できなければ契約しないようにしましょう。

(11) 若年層で増加傾向にある苦情相談件数

(A) 副業トラブル

副業に関する相談のうち、インターネット関連の苦情相談件数。

表17 契約当事者年代別相談件数の推移

年代 年度	20歳 未満	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上	不明	合計
令和3年度	4	47	15	19	14	7	3	12	121
令和4年度	4	43	14	18	5	5	1	6	96
令和5年度	2	75	39	22	11	8	3	6	166
令和6年度	2	60	33	22	14	11	3	5	150
令和7年度	3	40	23	25	11	2	2	9	115

表18 契約購入金額・既支払額別件数

年度 金額	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額	契約購入 金額	既支払 金額
5万円未満	38	30	27	26	28	21	18	27	3	8
10万円未満	7	1	3	6	9	10	2	3	2	3
50万円未満	27	16	18	12	28	29	27	23	15	10
100万円未満	19	6	17	10	23	13	25	17	19	13
150万円未満	5	4	5	3	20	15	12	7	8	4
200万円未満	1	0	5	4	10	8	9	8	9	6
200万円以上	1	1	7	2	22	8	26	15	16	11
不明	23	63	14	33	26	62	31	50	43	60
合計	121	121	96	96	166	166	150	150	115	115

【相談事例】

- SNSで知った副業サイトに登録、動画を見てスクリーンショットをとる副業に勧誘され数百円の報酬を得て信じてしまった。その後、投資の勧誘があり暗号資産の口座を開設し、グループで行うミッションに参加、誰かが操作をミスすると全員にペナルティが課され、数百万円を支払うことになった。送金先口座は複数あったが、全て個人名義であった。
- 動画サイトの広告から副業サイトにアクセス。高額サポートプランを契約すれば、簡単に契約金額以上の報酬を得られるとの勧誘を受けた。お金がないと断ると、遠隔操作アプリをダウンロードするように言われ、指示されるまま消費者金融から借金をし、借り入れた金銭を指定された個人名義の口座へ送金した。副業を行ったものの、儲けはなく借金返済ができなくなった。

【アドバイス】

- 「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告をうのみにしないようにしましょう。
- 「借金」してまで契約しない！ また、振込先が個人名義口座の場合、絶対に振り込まないでください。
- 遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。

(B) 課金トラブル

オンラインゲームや音楽・動画配信サービス等での課金等に関する苦情相談件数。

表19 契約当事者年齢別相談件数の推移

年度	6歳未満	6～12歳	13～15歳	16～17歳	18～19歳	20代	30歳以上	不明	合計
令和3年度	1	10	7	1	1	4	14	5	43
令和4年度	1	19	11	2	2	2	4	5	46
令和5年度	2	22	7	4	1	3	13	2	54
令和6年度	0	23	13	3	3	3	12	3	60
令和7年度	2	15	14	0	0	2	4	2	39

表20 契約購入金額・既支払額別件数

年度 金額	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	契約購入金額	既支払金額	契約購入金額	既支払金額	契約購入金額	既支払金額	契約購入金額	既支払金額	契約購入金額	既支払金額
5万円未満	8	7	2	11	5	5	5	7	5	5
10万円未満	12	4	7	3	11	1	11	5	4	3
30万円未満	8	3	15	13	16	4	18	9	11	5
50万円未満	4	1	3	1	5	3	6	3	4	1
100万円未満	4	1	12	6	4	3	7	3	2	1
100万円以上	1	1	1	0	3	1	4	1	2	2
不明	6	26	6	12	10	37	9	32	11	22
合計	43	43	46	46	54	54	60	60	39	39

【相談事例】

- 小学生の子どもに親の古いスマホを使用させていたところ、子どもが端末に残っていたアカウントやクレジットカード情報を利用し、オンラインゲームで課金をしてしまった。
- 保育園児の子どもに親のスマホでゲームをさせていたら、知らない間に課金していた。
- 子どもが、親の承諾なく、オンラインゲームで高額な課金を行っていた。なお、契約前に表示される年齢確認と親の承諾の有無の問いについては、虚偽の入力をしていた。
- 親のクレジットカードを勝手に使用し、ゲームの課金を繰り返していた。

【アドバイス】

- オンラインであっても、課金行為は実際のお金を必要とするものであることを子供に理解させ、課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- 保護者のアカウントをそのまま子どもに利用させることは避け、子どものアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。
- スマホのアカウント決済とキャリア決済のそれぞれに、決済時の承認（パスワード、指紋認証、顔認証など）を設定しましょう。また、日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。